

島根県緑の募金実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人島根県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）定款第4条第2項及び第3項に規定する緑の募金に係る事業に関し、緑の募金の管理、交付金の交付等についての方法を定め、もって業務の適性かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 緑の募金は、森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）の意義に対する県民の理解を深めるとともに、県民全体による森林整備等の取り組みを推進することを旨として行うこととし、会長は、緑の募金事務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度、募金の実施方法等を定めた当該年度の緑の募金運動の実施に関する方針を定め、緑の募金の適正な運営に努めるものとする。

(運営協議会の意見等の尊重)

第3条 会長は、運営協議会が委員会の業務の運営に関して述べる意見等を尊重しなければならない。

第2章 緑の募金の管理

(寄附金の適正管理)

第4条 会長は、緑の募金により受領した寄附金については、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理しなければならない。

第3章 交付金の交付

(交付金の交付割合等の基準)

第5条 会長は、事業種類別の交付金の交付割合、交付額等について、あらかじめ運営協議会の審議を経て、その基準を定めることができるものとする。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付は、交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）からの申請に応じてこれを行うこととし、その際の申請については、別に定める要領に基づき申請書を提出させるものとする。

(申請内容の審査及び交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請書の記載事項等により、申請者が交付金を用いて行おうとする事業の目的及び内容等が募金の趣旨に照らし適正であるかどうか等を審査するものとする。

2 交付金の交付決定には、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

3 会長は、交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聞かなければならない。

4 会長は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。

(交付金の支払い)

第8条 交付金の支払いは必要に応じて概算払いが出来るものとする。

(決定の取り消し等)

第9条 会長は、交付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号に該当する場合は交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
- (2) 交付決定者が交付金の交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定者に解散等の重要な変更が生じたとき。
- (4) 交付決定者が交付決定の条件に違反して事業を実施していることが判明したとき。

(事業実施)

第10条 会長は、必要に応じ交付決定者から事業の遂行状況その他必要な事項について報告させるものとする。

(実施報告)

第11条 会長は、交付決定者が事業を完了したときは、事業の成果を記載した実施報告書その他必要な書類を提出させるものとする。

(交付金の返還)

第12条 会長は、次の各号に該当する場合は、交付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 交付決定者が交付金の交付決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- (2) 交付決定者が交付金の交付の目的以外の用途に使用又は転用したとき。
- (3) 交付決定者に解散等の重要な事情の変更が生じたとき。

第4章 雜 則

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、緑の募金に係る事業の実施に関し必要な事項は、会長が運営協議会の審議を経て定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成24年4月2日から施行することとし、平成13年4月1日施行の要綱は廃止する。

1. 平成24年12月1日付け、一部改正。